

My Number Card

ど ん ど ん 便 利 に な っ て い ま す ！

マイナ保険証

マイナ保険証による受診が基本となり、
みなさんが安心・便利に使えるように
改善されています。

顔認証がうまくできない、
暗証番号もわからないとき

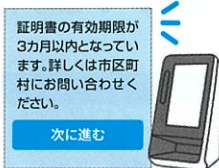
目視確認モードに切り替えて 対応します

何らかの事情で顔認証や暗証番号で本人確認ができない方に対し、職員がカードリーダーを「目視確認モード」に切り替え、目視で本人が確認して受付します。機械のトラブル等で顔認証や暗証番号が入力できないときにも役立ちます。

マイナンバーカードの有効期限
(電子証明書含む) が近づいているとき

有効期限が切れる3ヶ月前から カードリーダーでお知らせします

医療機関に設置されているカードリーダーでは、有効期限の3ヶ月前時点からアラートが表示され、有効期限を教えてください。



災害時モードを使って、資格情報や
服薬履歴等を確認します

災害時モードを使って、 資格情報や服薬履歴等を確認します

緊急時は、マイナンバーカードを作成していれば、手元にマイナ保険証がなくても、氏名・生年月日・性別・住所等をもとに資格情報や、薬剤・診療・特定健診情報が共有※できるシステムがあります。被災者が避難所で治療を受けるときなどに役立ちます。
※患者の同意が必要です。

カードのマイナ保険証を
スマホで使えるようにしたい

マイナ保険証を スマホに搭載できます

搭載方法等については右の二次元コードをご覧ください。スマホ用のカードリーダーを設置している医療機関で利用できます。事前にご確認ください。



* 初診の方は実物のマイナ保険証も持参してください。 デジタル庁

マイナンバーカードの有効期限切れにご注意ください



マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書には有効期限があります。有効期限の2～3ヶ月前に自治体から水色の封筒で「有効期限通知書」が送付されますので、必ず更新の手続きをしてください。有効期限が切れていても手続きはできます。



更新手続きの
詳細はこちら

マイナンバーカード搭載の
電子証明書の有効期限

発行日から
5回目の誕生日まで

マイナンバーカードの
有効期限

発行日から
10回目の誕生日まで
※18歳未満は5回目の誕生日まで

電子証明書の有効期限が切れても3ヶ月はマイナ保険証として利用可能です。有効期限の月の月末から3ヶ月経過すると利用登録が解除され、マイナ保険証は使えなくなります。

令和7年
10月1日から
適用

19歳以上23歳未満(配偶者を除く)の被扶養者認定要件について

～年間収入130万円未満から150万円未満に変更～

健康保険における被扶養者の年間収入要件は、130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)とされていますが、配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者については、150万円未満となりました。この変更は最近の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から税制が見直されたことによるもので、令和7年10月1日から適用されます。詳しくは、当健保組合のホームページにてご確認ください。

年齢はその年の12月31日現在で判定されます

18歳の誕生日を迎える年	130万円未満
19歳の誕生日を迎える年から 22歳の誕生日を迎える年	150万円未満
23歳の誕生日を迎える年	130万円未満